



2022 年 8 月 12 日

各 位

上場会社名 株式会社エフオン
代表者名 代表取締役社長 島崎 知格
(コード番号：9514 東証一部)
問合せ先 常務取締役 小池 久士
(TEL. 03-4500-6450)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」について 2022 年 9 月 27 日開催予定の第 26 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第 13 条（電子提供措置等）第 1 項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第 13 条（電子提供措置等）第 2 項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第 13 条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
<u>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 13 条 当社は、法令の定めるところに従い、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)
(新 設)	<u>(電子提供措置等)</u> 第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新 設)	<u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u>
(新 設)	第 1 条 2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 13 条（参考書類当のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 2 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

本定時株主総会 2022 年 9 月 27 日（予定）
 定款変更の効力発生日 2022 年 9 月 27 日（予定）

以 上